

ぐんま自治研ニュース

No.137

2018年12月26日発行

- ① 自治体戦略 2040 構想研究会報告について 1
- ② 群馬県議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員
黒沢 孝行 8
- ③ 前橋市議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
前橋市議会議員
三森 和也 9
- ④ 桐生市議会報告
自治労群馬県本部特別中央執行委員
桐生市議会議員
周藤 雅彦 10
- ⑤ 2017（平成 29）年度群馬県内市町村の普通会計決算のあらまし 12
- ⑥ 一般財団法人 群馬県地方自治研究センター入手資料 16

自治体戦略 2040 構想研究会報告について

編集部

本稿は、自治体議員連合全国学習会（自治労本部主催）で行った、今井照さん（（公財）地方自治総合研究所主任研究員）の講演をもとに、編集部で整理・加筆したものです。

総務省は、2017年9月に、「自治体戦略2040構想研究会」の設置を発表し、研究会は2017年10月から2018年6月まで全16回開催され、2018年4月26日に「第一次報告」、7月3日に「第二次報告」が公表された。

開催趣旨では、「人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要がある。このため、多様な自治体行政の展開によりレジリエンス（社会構造の変化への強靱性）を向上させる観点から、高齢者人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックカスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的」としている。

今井照研究員は、研究会が非公開であることそのものを問題点としている。議事概要のみ公開され、箇条書きで発言がランダムに記載されており、委員の発言か、事務局の発言かが不明確である。研究会では、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的としているが、国家戦略の議論がそのまま自治体戦略になっている。国の果たす役割、自治体が果たす役割が何か、ではなく、国がやるべきことを自治体がやるべきこととされている。自治体が本当にできることは何か、本当にできるのかの探求がない。

また、研究会「第二次報告」の論点として、以下の3点を指摘している。（後掲の抜粋「第二次報告・Ⅲ新たな自治体行政の基本的考え方」を参照）

第1に、すべての発想が「我が国の内政上の危機」から立論している点である。社会生活がどうなっているか、市民生活がどうなっているか、課題がどうなっているか、という観点からの発想でなく、「すべて国の統計がこうなっている。だから2040年ごろは大変だ」という発想である。

本来は国家戦略として考えるべきことを、自治体戦略の中に落とし込まれている。内政上の危機を何とかするためには、自治体行政を書き換えなければいけないとなっている。

自治体行政の危機は議論の最初に出てくるが、役所の労働力が不足する話であり、これは国の人口が減少するためであり、当然のことである。日本の人口減少の問題と、地方の人口減少の問題を混同している。国は自然減であり、地域は社会減である。最後は、雇用・産業の問題ととらえて、成長戦略にどうやって自治体を巻き込んでいくかという議論に結び付けようとしている。

国の内政上の危機の問題と地域の危機の問題は別であるが、地域を巻き込むためには「あなたの町は人口が減る」などと指摘することによって引き寄せようとしている。

第2に、自治体行政の課題も労働力の厳しい制約から出発している点である。役所

の職員も労働力の制約を受ける。その穴を埋める手段として、AI、公・共・私、外国人の活用が取り上げられている。

AIとビックデータがつながると人権問題になる。AIに頼ると自動的に排除されたプロセスがわからない。排除されたものや弱者をどうするのが行政である。単に労働力の問題ではない。

まして、AIによって労働力が補完されるわけではなく、情報が多くなり、質は高まると思われるが、業務量的に追いつけなくなる懸念がある。

「公・共・私のベストミックス」についても問題がある。公共ではできないので、民間や地域の活用を謳うが、報告書の前段でそれらが不足すると記されている。

外国人問題は、政府の施策に呼応していると思われるが、労働力としてみているだけで、市民権保障が優先されるべきである。

第3に、全体的に、標準化・共通化をめざし、最終的には「圏域単位での行政のスタンダード化」をあげている。情報システムの話では、法律で規定されていず、各自治体がカスタマイズしているために、コストがかかるので、対応策として、標準化・共通化するというもの。しかし、法律変更や各自治体独自の施策に伴うシステム修正が必要になるのは当然であり、それを無視して標準化・共通化をめざしている。

この情報の問題から「圏域単位での行政のスタンダード化」へと拡張させている。かつて総務省が言い出した行政のフルセット主義＝小さい自治体では対応できないから合併、という論理だったが、今度は圏域化となっている。合併が良い成果を上げているかという疑問があるが、行き詰まっており、第2の手段として圏域化となっている。

この議論の大きな流れは、標準化・共通化・スタンダード化である。「市町村とは、都道府県とは、自治体とは何なのか」を我々の側でしっかりとと言えるようにならないといけない。

これと関連して「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」という項目がある。都道府県は市町村の補完機能をもともと有しており、大都市を中心とする圏域内行政を市町村間連携に委ねるほうがイレギュラーであり、「二層制の徹底化」が適正である。

また、「東京圏のプラットホーム」という項目がある。これは、小さな自治体だけではなく、東京都(圏)のような一定の人口が集中しているところでも、都道府県を超えた連携・圏域化についても言及している。

今後、予想されることは何か。「第32次地方制度調査会」で議論され、①情報システムの標準化・共通化、②圏域制度、③地域を基盤とした法人、に関連した法制化が考えられる。③は、大都市部では地域のつながりが薄いので、地域を基盤とした新たな法人、地方部では人口が少なくなって地域の繋がりが薄くなっているため、地縁組織の法人化などにより組織的基盤を強化する必要がある、と指摘している。

しかし、あえて法律にする必要はなく、法律が必要な地域もあるが、そうでない地域ではあえて法律にすることによって疲弊することもある。国は、各地域に対して支援することはあっても、全国一律に、全て同じことをさせようとするから問題が起きる。言葉の上では分権であるが、全国一律に行わせることは集権である。

III 新たな自治体行政の基本的考え方

我が国に於いて 2008 年から人口縮減期に入った。2040 年頃には現況ジェミニウム世代（平均出生数は 200~210 万人）が 65 歳以上となる一方、その頃に 20 歳代前半となる者の数は現況ジェミニウム世代の半分程度にとどまる（2017 年出生数は 98 万人）。我が国国民の社会意識は従来より異なる労働力の深刻な不足が懸念される。もはや運行がたい社会経済の前提条件であるといえる。

今後、東国面で見られる人口減少が加速される。全ての自治体において、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大幅に制約される。このことを前提に、既存の制度・業務を大胆に再構築する必要がある。

自治体における求められる機能も変化する。人口減少と高齢化により、公営私営でこれの人のくらしを支える機能が低下する中、自治体は、「プラットフォーム・モデル」¹として新しい公私連携の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なサービスを果たすことが求められる。

自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェクトマネージャーとなる必要がある。自治体においては、公共性を支える人材の確保・育成が重要な課題となる。ワークライフバランスやワークライフミックスを実現しやすい地域においては、定年後だけでなく定年前から、新たな活躍の場や役割を生かすことを求める人材が移住しやすい環境を整備していくことが重要である。

このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを積極的、かつ、安定的に提供していくためには、AI（人工知能）やロボティクスによって実現できることのできる業務作業は全て AI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要である。あわせて、新たな公私連携の協力関係を構築することなどにより、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを抑す課題を克服できるような仕組みを構築する必要がある。

自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならぬ。これまで人口拡大期には、人口増加や都市の拡大に伴い増加する行政課題を、個々の自治体現場の知恵と多様性によって生み出した新たな政策によってそれぞれ乗り越えてきた。いわば独立した自治体による個別最適の追求が全体最適をもたらした。

しかしながら、人口縮減期を迎え、行政の課題解決手法が成熟し、自治体同士がネットワークで結ばれるようになった今、行政サービスの質や本質に厳格しない業務のカスタマイズは却って全体最適の妨げとなっている。

今後の自治体は、行政サービスの質や本質に関する自律的な意思決定を行う主体であることと前提としつつ、その機能を存分に発揮するために、標準化された共通基盤を用いて、効率的にサービスを提供する体制を構築することが求められる。

人口縮減時代のパラダイムへの転換は、個別自治体における対応にとどまらぬ。

人口の縮減とともに、都市圏の維持できるサービスや施設の在り方も縮減する。個々の自治体が短期的な個別最適を追求し、過剰な施設の維持や都市圏内での資源の奪い合いを繰り返せば、縮減する資源を有効に活用できないまま、圏域全体、ひいては我が国全体が衰退のスパイラルに陥る。現在の自治体間連携を超えて中長期的な個別最適と全体最適を両立できる圏域やネットワークの仕組みが必要である。

以上のような基本的考え方のもとに、新たな自治体と関係府省の連携の機能が最大限発揮できるようにするため、第一次報告後、本研究会において議論した自治体行政（OS）の置き換えのコンセプトは概ね以下の各論とありであり、今後具体的な制度設計に向けて更なる検討が求められる。

2040 年頃にかけて迫り来る我が国の財政上の危機を乗り越えていくには、各府省と自治体あらゆる形での資源を投入する必要がある。新たな自治体の施策（アブリケーション）の推進については、関係府省間において包括的かつ継続的な対話の場を設け、連携して取り組む必要がある。自治体においては、迫り来る危機を十分に認識した上で、2040 年頃の自らや関係者の姿を想定し、どのような戦略を持って施策を講じる必要があるのか、危機を乗り越えるための議論を開始することが求められる。図においては、こうした自治体の意思を十分に取り入れて施策を展開していく必要がある。

危機への対応こそが、新たな発展のチャンスである。国と自治体が冷静に現実を直視し、課題を先送りせず、2040 年頃からのバックキャストイングして、解決策を模索し、全力で取り組むことが今まさに求められている。

務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力するスマート自治体へと転換する必要がある。

◆ スマート自治体への転換は、自治体職員が本来の機能を発揮し、地域に必要なさまざまな役割を担う好材料である。スマート自治体への転換に当たり、職員に求められる能力を整理する。高い専門性や企画調整能力、コミュニケーション能力が必要になることを踏まえ、組織に必要な人材を確保する観点から、長期的な観点で職員の能力開発や教育・訓練が求められる。

◆ 各自治体においては、業務プロセスや制度自体の複雑さや冗長性を取り除く必要がある。個々の自治体での内部対応にとどまらず、近隣自治体や人口規模が類似した他自治体との比較によって効率的な業務プロセスを追求する取組を促す仕組みが求められる。

◆ AI・ロボティクスの導入・運用を含め、特に専門的な能力を有する人材を確保する必要がある分野については、当該人材が蓄積の自治体の業務を行うことが有効であり、都道府県・市町村の枠を超えた柔軟な人件運用を可能にする仕組みが必要である。

(3) 自治体行政の標準化・共通化

◆ 行政内部（バックオフィス）の情報システムについて、自治体ごとに開発し部分担源を追求することで生じる重複投資をやめる枠組みが必要である。

◆ 都道府県では情報システムの標準化・共通化によって情報システム稼働が軽減される一方、個々の自治体ではデータ移行、研修・訓練などの負担が発生することとなり、一時的な個々の自治体の負担を軽減する必要がある。

◆ 自治体にはそれぞれ既存の情報システムがある。このため、システム更新時期にあわせて無理なく旧用と統合できるように、期限を区切って標準化・共通化を推進する必要がある。

◆ 行政と利用者とのインターフェイス（行政手続）については、住民・企業の利便性の観点から一元化を推進させ、電子化と紙式の併用化を進める必要がある。

◆ 自治体の情報システムや申請様式は、法律の根拠なく、各自治体においてカスタマイズされてきたものが多く、新たに生ずる事務に關しては、国が主導措置をとることによって共通のシステムや仕様を使用できるようにすることも可能であり、これまで、そのような取組は各種行政分野で行われてきた。今後、既存の情報システムや申請様式の標準化・共通化を政策的に進めていくためには、新たな法根拠が必要となるのではない。

1 スマート自治体への転換

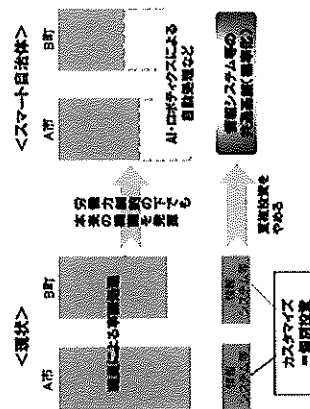
(1) 半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体

◆ 我が国最大の人口約2億人の半分以上は労働力である。近年の出生数が団塊ジュニア世代(2000~210万人/年)の半分以下にとどまる(2017年:98万人)ことから、各自治体においては、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要がある。

◆ 今後、自治体においては、労働力の厳しい根拠的労働力不足として、2040年頃の急激な少子化からバックキャストに自らのあり方を考え直し、将来の住民と自治体職員のために、現時点から、業務のあり方を変革していく必要がある。

◆ 労働力削減への対応は、官民を問わず、新たな発展のチャンスとなる。我が国が世界に先駆けてあらゆる分野で破壊的技術(Disruptive Technologies) (AIやロボティクス、ブロックチェーンなど)を導入して、いくつにならば、戦後の焼け野原からの最新工場設備の投資が高度経済成長を生み出したように、新たな飛躍の絶好の機会となり得る。

◆ とりわけ、これは自治体が新たな局面を切り拓く好機である。従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、同時に民間にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

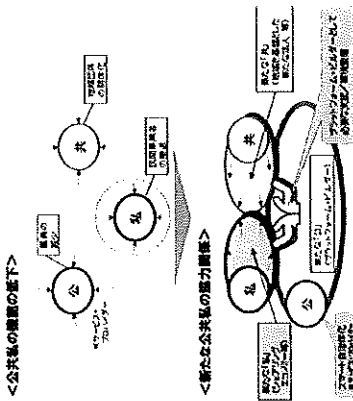


(2) 破壊的技術を使いこなすスマート自治体への転換

◆ 上記のような仕組みを構築するためには、全ての自治体で業務の自動化・省力化につながる破壊的技術 (AI やロボティクス、ブロックチェーンなど) を積極的に使いこなす必要がある。AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全て AI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務

- ◆ 公的部門、民間部門のいずれもが労働力の供給制約を受ける中にあることは、定年後の世代はもちろん、現役世代であっても、一定期間は助け合いの役割も担う「一人複数」が可能となる環境を整備することが必要となる。高齢者も含めた誰もが、支える側にも、支えられる側にもなることができる仕組みが求められる。
- ◆ 放置すれば深刻化し、社会問題となる潜在的な危機に対応し、住民生活の維持に不可欠なニーズを、より積極的、かつ、安定的に充足するためには、ソーシャルワーカーなど技能を習得したスタッフが即時対応する組織的な仲介機能が求められる。
- (3) **くらしを支える担い手の確保**
 - ◆ 住民同士の関係性が希薄な大都市部には地域による自助の担い手が乏しい。負担を分かち合い、くらしを支えるための体制を構築して、自助の場を創出する必要がある。そのため、地域を基盤とした新たな法人を設ける必要があるのではないか。
 - ◆ 活躍の場を求める定年退職者や出戻りを模に退職した人、さらには就職氷河期世代のこれまでに十分に活躍の場を与えられてこなかった人が、高齢化や家族形態の要請に伴って必要となる知人サービスの担い手となって、必要な技能を習得し、誇りを抱きながら多様な働き方ができる場が必要である。シルバー人材センターなど既存の仕組みにとまらせず、人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組みを設ける必要がある。その中では、必要な技能を習得するための教育訓練の機能も求められる。
 - ◆ これによって、高齢者が年金以外に収入を得る機会が増えることとなれば、生涯年齢人口の減少が所得や消費に与える影響を緩和する効果も見込まれる。地方部においては、従来からの地域組織やより活動の幅を広げた地域運営組織が互助による支え合いの基盤となっているが、高齢化と人口流出によって急速に弱体化するおそれがある。地域運営の法人化等により、組織的基盤を強化する必要がある。
 - ◆ 地域のくらしを支える担い手が不足する状況の下では、外国人がサービスマスターの担い手となることも考えられる。その前提として、日本に滞在する期間に応じて外国人と地域社会との関係性について、地域における共通理解を形成していく必要がある。

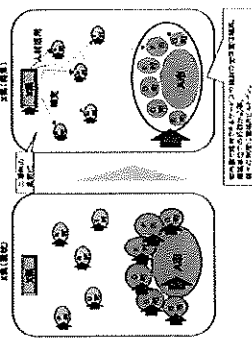
- ## 2 公共私によるくらしの維持
- ### (1) プラットフォーム・ビルダーへの転換
- ◆ 人口減少と高齢化に伴って、自治体職員数の減少、地域組織の弱体化、系統の扶助機能の低下、民間事業者の撤退などが生じ、公共私それぞれのくらしを維持する力が低下する。自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換することが求められる。その際、自治体の職員は関係者を巻き込み、まとめるプロジェク トマネジャーとなる必要がある。
 - ◆ 自治体は、個人の自律性を尊重し、自助を基本としながら、放置すれば深刻化する社会問題となる課題については、従来の地域社会や家族が担ってきた領域にも進んで踏み込んでいく必要がある。具体的には、公共私や民間との連携を前提としてくらしを支えていくためには、労働力及び知識が制約されていく中においても、公共私において必要な人材や財源を確保できるようにする必要がある。このため、公として適切に支援や環境整備を行うとともに、将来の財源のあり方についても議論していく必要がある。



- ### (2) 新しい公共協力の関係構築
- ◆ ICT 利用の普及により、ソーシャルビジネスとしてのシェアリングエコノミーの活用可能性は急速に拡大する。良質なマッチングプラットフォームを積極的に活用するためには、地域経済の発展に役立つ全国一律の規制を見直す必要がある。シェアリングエコノミーによってニーズを充足する機能を発揮できる環境を整備するとともに、ソーシャルビジネスとの協力的な協力関係を構築することによってサービスの質と利用機会を充実させることが求められる。

3 圏域マネジメントと二層制の柔軟化

<地方自治体の圏域マネジメントと二層制の柔軟化>



(1) 圏域単位での行政のスタンダード化

- ◆ 地方自治体の9割以上の市町村では、今後、人口減少が見込まれている。地域の中心都市も、今後は人口が減少する。指定都市や中核市も例外ではない。このままでは高齢医療や高齢教育、交通施設機能、ビジネス支援機能、商業施設など都市の集積を基盤として圏域全体の生活や産業を支えてきた都市機能は維持できなくなる。
- ◆ 人が人とのつながりの中で生きていく空間を形成し、人々の暮らしを保障していくためには、個々の市町村が行政のフルセット主義と他の市町村との競争なき競争から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能を守り抜く必要がある。
- ◆ 現状の圏域では、中心都市の施設の広域受入れ、施設の相互利用、イベントの共同開催など利害衝突がなく比較的連携しやすい分野にその取組が集中している。都市機能（公共施設、医療・福祉、商業等）の役割分担など、負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成は容易ではないが、圏域単位での対応を促すには解決できない深刻な行政課題への取組を進めるための仕組みをつくらなければならない。圏域内の市町村間の利害調整を可能とすることで、深刻化する広域的な課題への対応力（圏域のガバナンス）を高めていく必要がある。
- ◆ まちづくりや産業など、圏域単位での政策遂行が合理的な制度・政策についても、現在は、圏域が主体となることを前提とした制度設計が行われていない。圏域での政策遂行を促進するためには、個々の制度に圏域をビルドインし、連携を促すルールづくりや財政交流、連携をしない場合のリスクの可視化など、広域調整のボトルネックを飛び越える手立てが不可欠である。
- ◆ 人口の縮減とともに、都市圏全体として維持できる第三次産業、行政サービス、公共施設、インフラ、医療資源等の全体量も縮減する。生活の維持に不

不可欠なニーズを満たすことができる空間を地方圏で確保するためには、圏域の中心都市が有する圏域全体を支える都市機能の集積維持が必要である。都市機能が集積した中心都市と圏域内の移りやすい距離はITで顕微鏡に補充していく必要がある。

◆ 地域が生活実態等に合わせ自主的に形成した圏域を、自治体と各府県の連携（アプリケーション）の機能が大規模なプラットフォームとする必要がある。このためには、圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法上の枠組みを設け、圏域の具体性を確立し、顕在化させ、中心都市のマネジメント力を高め、合意形成を容易にしていく必要がある。

◆ 圏域全体の経済をけん引するハブを形成するためには、企業家の社会ネットワークとともう一つ経営合理に基づきその真価に参画できるようにする必要がある。

(2) 都道府県・市町村の二層制の柔軟化

- ◆ 今後、極小化した市町村が増加する。平成の合併前でも7団体に過ぎなかった人口5百未満の極小化した団体が、2010年には28団体になると見込まれた。平成の合併時の待客人口推計から大きく下回し、当時想定していたような急激な人口減少が起こっている。生産年齢人口の急減により、極小化した市町村では役場の維持のために必要な労働力の確保が困難になる。人口一人当たりのインフラ（水道等）維持管理コストも急増する。年少人口の減少により、小中学校の生徒数が激減する町も現れることが想定される。
- ◆ 人口減少が実行して進んできた県では、道路インフラ長寿化など県が市町村の事務を受託する取組や県と市の職員が働く場を共有して地域の課題解決に取り組む事例など、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守るようとする動きが顕著になっている。他方、現状では市町村の機能が積極的に取り進む都道府県は少減傾向にとまる。都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を適した行政の共通基盤の構築を進めていくことが求められる。
- ◆ 都道府県は区域内に責任を有する広域自治体として、都道府県の根幹的な役割の一つである補完機能、広域調整機能を発揮し、際となる都市のない地域や市町村の補完・支援に本格的に乗り出すことが必要である。大都市等を中心とした圏域内の手配が、市町村にリソースを重点化する必要がある。
- ◆ 小規模市町村では専門職員の不在が生活に不可欠なインフラ維持管理等の足かせになる。都道府県や市町村の組織の垣根を超えて、希少化する人材を柔軟に活用していく仕組みを構築する必要がある。

(3) 圏域を越えた結いのネットワークの形成

- ◆ 医療や医療、介護など、遠隔地との助け合いが必要な行政分野も存在する。圏域を越えた広域分散型の自治体間連携は、行政サービス提供の持続可能性を高め、地域間の新たな人の流れを創出する。

のため、以下のような行政課題に閉じ、九都府市のみならず門外も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについての検討が必要である。

① 圏域全体での医療・介護サービス供給体制の構築

東京圏では、現状において、圏域を越えて医療・介護サービスが利用されているが、今後急速に高齢化が顕著な医療・介護ニーズが急増する中において、圏域全体でサービスの供給不足が深刻化するおそれがある。圏域内の自治体が連携して長期にわたる医療・介護サービス供給体制を構築する必要がある。

② 首都直下地震発生時の広域的な避難体制の構築

首都直下地震が夜間に発生した場合には、避難所生活者数が全体で最大約 460 万人発生（消防・消防大震災約 30 万人の約 15 倍）する見込みである。東京都圏の避難所生活者数の想定約 239 万人に対し、都区部の避難場所は、23 区全体で避難所が不足を予測しても、約 49 万人不足する見込みである。一方、多摩地区や近隣 3 県の避難所には収容力は余力がある。これらの想定は、夜間人口をベースにしており、昼間における都心部への人口流入を考えると、仮に昼間に首都直下地震が発生した場合、より多くの避難所生活者が発生するおそれがある。こうしたことも踏まえ、多摩地区や近隣県も含め、広域的な避難体制の構築が必要である。

③ 東京 23 区外における居住近接の拠点都市の構築

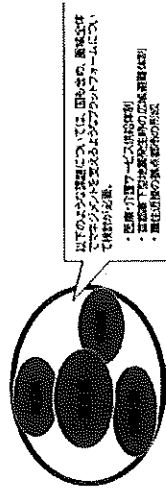
過去数年間の人口移動の状況や都心部でのタワーマンション等の開発を踏まえれば、今後、東京圏で都心部が一極進行するものと考えられる。過度な集中は首都圏下地帯発生時のリスクとなる。また、都心への長時間通勤を前提として開発された郊外ベッドタウンは、そこに住む人々の膨大な通勤とエネルギーを消耗させる。通勤時間と通勤距離を短縮するには、通勤圏とエネルギーを削減させ、従来型のベッドタウン開発は更なる少子化を招くおそれがある。仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京 23 区外で居住近接の拠点都市の構築が必要である。

4 東京圏のプラットフォーム

(1) 三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法

- ◆ 三大都市圏の人口シェアの上昇は今後とも続き、その増大のほとんどは圏域のシェア上昇分となるものと予測される。東京圏では、中でも、医療・介護ニーズが高まる 75 歳以上の高齢者の増加が顕著となる。三大都市圏における急速な高齢化の進行が今後我が国全体にとっての危機となる。また、人口急増期に集中的に整備した公共施設・インフラの老朽化が進行し、更新投資が増加する。一方、東京圏では、地方圏の市町村が叫びを上げて取り組んできた市町村合併や広域連携の取組が進展していない。単独に近隣市町村との連携やスマート自治体への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化する。
- ◆ 東京圏は社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学 10% 圏）の範囲が広く、課題も複雑している。一方で、問題圏では関西広域連合が広域課題に取り組む、名古屋圏はほぼ愛知県域内にとどまるなど、三大都市圏ごとに状況は異なり、2040 年頃にかけて迫り来る危機やその対応方法もそれぞれ大きく異なる。最適なマネジメントの手法について、地域ごとに特徴を考慮する必要がある。

＜東京圏のプラットフォーム＞

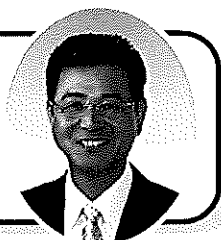


(2) 圏域全体でマネジメントを支えるプラットフォーム

- ◆ 東京圏では、都道府県を越えた圏域レベルでの行政課題に関する連携の仕組みとして、九都府市首脳会議など既存の事実上の仕組みは存在する。しかしながら、利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要がある。
- ◆ 東京圏は入国・介護ニーズの増加率が全国でも高く、絶対量として膨大な医療・介護サービスを提供しなければならなくなるなど、圏域単位での対応が必要となる深刻な行政課題を懸念する。一方で、東京圏は今後我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていく必要がある。

群馬県議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
群馬県議会議員 黒沢 孝行



県議選に、選挙運動用ビラ

平成30年第3回前期定例議会は、9月18日～10日まで開かれ、約37億円余の追加補正予算案が提案され、可決成立しました。事件議案では、平成31年3月以降に執行される県議会議員選挙に「選挙運動ビラ」の頒布が可能となる条例の、一部改正が行われました。候補者一人当たり、16,000枚(2種類以内)を公費負担で作成することが可能となったことで、これまでの選挙運動のあり方についても創意工夫が求められることとなりました。法令順守はもとより、ビラの活用方法等々について、使い道についても、一部制約があるので、有効活用について工夫が求められることになりました。

厚生文化常任委員会では、障がい者差別解消条例の制定に向けて(来年2月議会に提案予定)原案が提示され、パブリックコメントをする中で、①原案には「紛争解決手段」の規定がないのは不備である、②他県の条例では、17県で「紛争解決手段」が設置されているので群馬県も設置すべきである、と県当局に再考を求めました。これに対し、部長は、「紛争解決手段の設置に向けて検討する」としました。(12月議会で紛争解決手段を採用した条例原案が提示されました。)

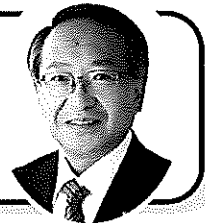
また、生活文化スポーツ関係では、多文化共生について、「外国人集住都市会議(座長：太田市長)」が本年7月、国に「意見書」を提出した課題について、県当局に考えを質しました。①外国人材の急激な受け入れは、地域社会に非常に大きな影響を及ぼす

ことになる、②労働者であるとともに、地域における生活者であるという視点が重要である、③特に日本語教育、子どもの教育など、基礎自治体だけでは解決できない課題が多く、財政的にも困難であり、県の支援は不可欠である、特に、夜間中学校の設置が重要であり、広域視点でその設置を考えていくべきである、と指摘しました。

また、障がい者雇用の“水増し”問題では、障がい者施策を直接担当する部局としての責任について、部長の見解を求め、知事部局として、「障がい者雇用は、63人であり、法定雇用率に不足する人数は、16人である」と応えました。

前 橋 市 議 会 報 告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
前橋市議会議員 三森 和也



知事懇談会で意見発表

11月26日(月)に行われました群馬県市議会議長会主催の「知事との懇談会」で意見発表いたしましたのでご報告いたします。(広域的な観点で提起しました)

①保育行政における待機児童対策の促進について

主旨：県立4病院での院内保育実施
前橋市での平成30年度の待機児童数は1歳児で9人、また、入所保留児童156人(0歳児30人、1歳児103人、2歳児20人、3歳児3人)で、市内の民間病院(群大・日赤など)ではすでに院内保育環境を整えている病院が多い。県立4病院の院内保育環境の整備により前橋を含めた4自治体の待機児童問題にも結果として貢献していただけたと考え、提言しました。

②鉄道を活かしたまちづくりの促進について

主旨：両毛線への特急乗り入れの早期実現、前橋駅・高崎駅間の複線化
前橋駅の乗降客数が近年増える傾向(平成26年度10,035人、27年度10,188人、28年度10,353人、29年度10,490人)であることを踏まえ、高崎駅と小山駅、宇都宮駅間への特急乗り入れで、小山駅、宇都宮駅とも東北新幹線の

乗換駅であることなどから、利便性向上とあわせ、さらなる乗降客数の増加が見込め、JR前橋駅を活かしたまちづくりの推進ができる、と提起しました。

③紙おむつリサイクルのための広域的な取り組みについて

主旨：可燃ごみとして処理されている紙おむつについて、九州で展開されているリサイクル技術の導入、リサイクル促進のため群馬県主導のしくみづくりと、リサイクル工場の誘致

可燃ごみとして処理されている紙おむつについて、環境省の推計によると、一般ごみに占める割合は2015年度で5%が2030年度には8%へ伸びるとしています。すでに福岡県大牟田市のリサイクル施設では水溶化処理し再生パルプとして耐火ボードなどの建築資材と分別処理したポリマーを土壌改良剤に再利用する取り組みが進められていることを踏まえ、多くの自治体で懸案となっているゴミの減量化や新たな清掃工場建設の際の規模縮小にも寄与する観点からも、紙おむつのリサイクル化の取り組みは重要です。

そこで、紙おむつ処理における、リサイクル技術の導入、リサイクルの促進のため群馬県

主導の広域的なしくみづくり、リサイクル工場の誘致について提起しました。

連合前橋地協と制度政策を提言

11月17日(土)に行われた連合前橋「政策制度要求」に同席し、提言4の「仕事と介護の両立については、介護者へ両立支援制度と介護サービス等の情報提供を行うとともに、相談対応の強化をはかり、産業政策として介護離職の実態調査を行い、その対策を講じること。」について、特に発言しました。産業政策としての実態調査については、私も所属する市民フォーラムの当局

への予算要望にも本年度から新たに取り入れた要求項目とも一致しています。

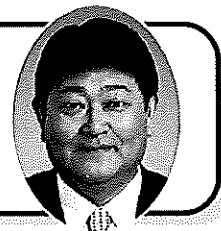
前橋市で技能労務職採用を再開

平成31年度採用に向け、本年度技能労務職採用募集が再開されました。長年、前橋市職員労働組合と情報を共有し、会派市民フォーラムで予算要望、代表質問等の場で取り組んできたもので、セーフティネットとしての公共サービスの維持・向上のため職場環境改善での大きな取り組みであります。

今後とも、情報共有し取り組んでまいります。

桐生市議会報告

自治労群馬県本部特別中央執行委員
桐生市議会議員 周藤 雅彦



平成30年第3回定例会報告

平成30年8月28日(火曜日)から9月21日(金曜日)までの会期で平成30年第3回定例会(決算議会)が開催されましたので、ご報告いたします。

8月28日(火曜日)午前10時から一般議案16本の議案が上程され、質疑が行われ委員会付託を行い、その後、決算議案上程を受け特別委員会設置付託までを行いました。

翌、8月29日(水曜日)から3日間、3常任委員会で付託を受けた、補正予算(案)を含む15議案の審議を各委員会で行いました。

今回、注目した議案は、総務委員会に付託された「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例案」です。背景には度重なる職員の不祥事があり、その再発防止の一つとして、減給及び

停職の効果をも国と同様の内容に改めようとするものであるとの説明がありましたが、本会議、委員会での質疑では、「今回の改正により減給の効果と停職の効果がより厳しいものになるわけですが、県内他市の状況がどのようになっているのか」や「減給の効果と停職の効果の厳しい処分が選択できるようになることにより、結果的に懲戒の段階がより細分化されていくものと捉え、桐生市におけるこれまでの懲戒処分の決定におき、より厳しい減給の割合や停職の期間が求められるような事例がこれまであったのか、過去において現状の効果の範囲では不足するような事例があったのかどうか」「懲戒処分の段階が細分化される中で、どのように適応基準を定めていくのか、どのようにその段階を明確にしていくのか、運用面において想定されるのか」と言った質問がありました。

答弁では「県内他市の状況については、

前橋市、高崎市が国と同様であり、停職及び減給の期間が1日以上1年以下、減給の率は5分の1以下、また、藤岡市は停職及び減給の期間は国と同様ですが、減給の率は現行の桐生市と同様、10分の1以下で、その他の市については、現行の桐生市と同様です。現状の減給の効果及び停職の効果では、適当ではない懲戒処分の事例がこれまでにあったのかについては、桐生市職員の懲戒処分の基準に関する要綱に免職、停職、減給、戒告に当たる標準例といったものを規定しています。今回の改正は、減給及び停職の期間と減給の率を国と同様にしようとするものであり、この標準例を変更するものではない。また、懲戒処分の審査に当たり事案ごとにその態様が異なることから、非違行為の動機、態様及び結果、故意または過失の度合い、非違行為を行った職員の職責と非違行為との関係、他の職員及び社会に与える影響、過去における非違行為の有無、日ごろの勤務態度及び非違行為前後における勤務態度、また桐生市における過去の処分例や他の自治体における処分例などについて総合的に検討し、要綱で定め非違行為における懲戒処分の標準例を参考に適切かつ妥当な判断をして、慎重な審査の過程を経て免職、停職、減給、戒告のうちどの種類の懲戒処分が妥当なのかを決めることとなります。続いて、減給に該当した場合にはその期間と率を、停職に該当した場合にはその期間を決めることとなります。したがって、これまで行った懲戒処分について現行の減給の効果及び停職の効果では、適当ではない懲戒処分を行った事例というものはございません。これまで行った懲戒処分は、適切かつ妥当な判断を下したものであります。懲戒処分の適応基準の明確化につきましては、特に適応基準を明確化しようとするものではなく、今後もこれまでと変わることなく適切かつ妥当な判断をするこ

とになりますが、今回の改正によって減給と停職の期間が最長6月から1年に延び、減給の率が最大10分の1から5分の1に引き上がることから、減給または停職に該当した場合にはこれまでになかった6月を超え、1年以下の停職または減給、10分の1を超え、5分の1以下の減給といった厳格な処分となる場合があります」との答弁でした。

私は、確認の意味で1点だけ質問しました。「国家公務員法と地方公務員法、違いがあると思いますし、国家公務員、また地方公務員、身分の差もあろうかと思えます。この処分については任命権者の裁量に委ねられていると思いますが、何か事案、案件が起きたときに管理者等の責任も生じることがあろうかと思えますが、その判断基準、こちらで起きたときには課長まで、こちらで起きたときには部長までということが、桐生市はないと思えますが、他市ではあるように聞いていますが、その対応はいかがか」と問いました。

答弁では「桐生市職員の懲戒処分の基準に関する要綱において、管理監督者につきましては所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠し、または黙認した場合には、標準例では停職または減給と。また、所属職員が懲戒処分を受けることに関し、管理または監督に適正を欠いた場合には、標準例では減給または戒告を規定してございます。懲戒処分につきましては、これまでも個々の事案について総合的に検討を行いまして、適切かつ妥当な判断としてまいりました。今後もこれまでと変わることなく適切かつ妥当な判断をすることとなります。そういった中で御質疑のありました課長までの処分が適切、妥当なのか、あるいは部長までの処分が適切、妥当なのか、そういったことにつきましては個々の事案につきまして慎重に検討しておりまして、それは今後も変わ

ることなくそういったことで適切かつ妥当な判断をしていくこととなります」との答弁でした。

後日、当局に対し、不祥事が起こらない人員数、配置を含めた職場環境づくりに取りくむよう会派で申し入れを行いました。なお、一般議案 16 本については全てに賛意を示し、可決となりました。

決算特別委員会報告

9月3日(月曜日)午前9時30分から9月5日(水曜日)の3日間、決算特別委員会が開催されました。私は議会選出の監査委員のため、答弁のチャンスに期待をしながら当局席に座り委員・当局のやり取りを3日間聞いていました。若干のストレスを感じる3日間でした。

決算特別委員会の内容は、平成29年度一般会計予算、歳入45,248,474,111円、歳出43,296,546,317円及び桐生市水道事業会計等の特別会計の審議ですが、選挙前年の関係と思われますが、決算質疑というより、要望が多かった感じのする特別委員会でした。

私は、監査委員で質問ができませんので、会派の議員に「職員数と市民要望との関係」「職場環境」「メンタル研修の当局評価」「市に対するクレーマー対応」等々の説明を行い、質問をお願いしました。特別委員会で全てではありませんが、質疑していただくとともに、一部ですが、監査報告に反映することができました。また、後日、当局に対し口頭ですが、申し入れを行いました。

2017年度群馬県内市町村の普通会計決算のあらまし

編集部

群馬県市町村課のホームページに、市町村普通会計決算概要(後掲を参照:市町村別決算規模の状況、市町村別財政指標一覧)が公表された。

決算規模では、地方交付税、普通建設事業費の減等により、歳入・歳出ともに2年連続の減となった。実質収支は、県内すべての市町村が黒字を維持した。経常収支比率は1.6ポイント悪化、実質公債費比率は0.2ポイント改善した。

1. 歳入

歳入総額は8,575億円で、対前年度比-0.1%(7億円)の減となり、2年連続の減となった。

地方税(市町村税)は、市町村民税のうち法人税割の減等により、対前年度比-

0.3%(10億円)の減となった。各種交付金は、対前年度比10.1%(39億円)の増(地方消費税交付金の増等)となった。地方交付税は、対前年度比-6.0%(73億円)の減となり、5年連続の減となった。地方債は、対前年度比-1.4%(10億円)の減(合併特例事業債や緊急防災・減災事業債の減等)となった。

2. 歳出

歳出総額は8,244億円で、対前年度比-0.0%(0.2億円)の減となり、2年連続の減となった。

人件費は、退職者数及び職員数の減等により、対前年度比-0.7%(9億円)の減となった。扶助費は、子ども子育て支援新制度に伴う施設型給付費の増等により、対前

年度比 0.9% (14 億円) の増となった。投資的経費である普通建設事業費は、対前年度比 -0.9% (11 億円) の減となり、2 年連続の減となった。

3. 決算収支

実質収支は、273 億円の黒字で、県内 35 市町村の全てが黒字を維持した。

4. 財政構造の弾力性

経常収支比率は、扶助費や物件費の増により分子となる経常経費充当一般財源等の増加、地方交付税の減等により分母である経常一般財源収入額の減少により、前年度から 1.6 ポイント悪化して 94.7% となった。実質公債費比率は、前年度から 0.2 ポイント改善して 6.6% となった。地方債残高は、前年度より -7 億円減少して 7,485 億円となった。

(資料1) 市町村別決算規模等の状況

(単位: 千円、%)

市町村名	平成29年度					平成28年度		対前年度伸び率	
	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (=A-B)	翌年度に繰り越す べき財源 D	実質収支 E (=C-D)	歳入総額 F	歳出総額 G	歳入総額 A/F	歳出総額 B/G
前橋市	142,892,341	139,996,400	2,895,941	387,627	2,508,314	143,202,992	140,942,127	△ 0.2	△ 0.7
高崎市	164,450,254	159,310,714	5,139,540	1,172,377	3,967,163	166,858,011	161,830,632	△ 1.4	△ 1.6
桐生市	45,685,331	43,728,363	1,956,968	48,726	1,908,242	47,437,494	45,434,683	△ 3.7	△ 3.8
伊勢崎市	75,557,214	73,007,803	2,549,411	259,123	2,290,288	76,403,517	74,097,369	△ 1.1	△ 1.5
太田市	80,607,300	77,619,422	2,987,878	522,050	2,465,828	86,110,933	82,109,930	△ 6.4	△ 5.5
沼田市	23,835,152	23,119,998	815,154	184,720	630,434	22,991,654	22,199,785	4.1	4.1
館林市	28,266,648	26,600,215	1,666,433	8,613	1,657,820	28,553,235	26,687,504	△ 1.0	△ 0.3
渋川市	34,636,741	32,545,210	2,091,531	208,203	1,883,328	34,320,672	32,458,427	0.9	0.3
藤岡市	26,602,362	25,765,086	837,276	115,274	722,002	27,266,645	26,609,559	△ 2.4	△ 3.2
富岡市	28,304,241	26,820,280	1,483,961	451,533	1,032,428	23,719,895	21,929,315	19.3	22.3
安中市	25,207,936	24,350,452	857,484	37,225	820,259	23,898,025	22,941,404	5.5	6.1
みどり市	20,179,392	18,993,173	1,186,219	237,349	948,870	19,860,240	18,417,578	1.6	3.1
榛東村	6,272,238	6,138,933	133,305	73,238	60,067	6,458,427	6,251,822	△ 2.9	△ 1.8
吉岡町	7,409,859	7,314,432	95,427	69,988	25,439	7,341,193	7,269,630	0.9	0.6
上野村	3,179,129	2,987,804	191,325	1,763	189,562	3,391,847	3,182,014	△ 6.3	△ 6.1
神流町	3,251,712	3,173,939	77,773	20,633	57,140	2,834,862	2,699,638	14.7	17.6
下仁田町	5,439,375	5,393,415	45,960	29,617	16,343	5,349,861	5,238,448	1.7	3.0
南牧村	2,590,670	2,447,970	142,700	19,816	122,884	2,305,170	2,061,642	12.4	18.7
甘楽町	5,309,467	5,064,747	244,720	38,789	205,931	5,339,472	5,118,637	△ 0.6	△ 1.1
中之条町	11,198,583	10,296,509	902,074	306,392	595,682	11,243,222	10,339,888	△ 0.4	△ 0.4
長野原町	9,958,919	8,771,183	1,187,736	735,287	452,449	7,802,477	6,824,801	27.6	28.5
榛恋村	8,404,743	7,889,533	515,210	220,243	294,967	7,401,151	6,718,640	13.6	17.4
草津町	6,283,749	6,059,848	223,901	33,582	190,319	6,083,983	5,885,456	3.3	3.0
高山村	3,185,503	3,077,999	107,504	4,312	103,192	2,597,791	2,507,187	22.6	22.8
東吾妻町	8,562,445	8,182,690	379,755	115,269	264,486	8,464,835	8,163,422	1.2	0.2
片品村	4,705,470	4,447,899	257,571	27,448	230,123	4,978,685	4,723,685	△ 5.5	△ 5.8
川場村	2,966,759	2,755,609	211,150	8,689	202,461	3,157,646	2,885,861	△ 6.0	△ 4.5
昭和村	6,910,145	6,548,729	361,416	0	361,416	4,630,317	4,256,261	49.2	53.9
みなかみ町	14,562,270	13,632,935	929,335	296,763	632,572	14,559,079	13,694,023	0.0	△ 0.4
玉村町	11,302,234	10,781,602	520,632	24,462	496,170	11,649,766	10,985,196	△ 3.0	△ 1.9
板倉町	6,396,240	5,675,658	720,582	17,000	703,582	6,852,868	6,243,376	△ 6.7	△ 9.1
明和町	6,171,451	5,733,227	438,224	131,355	306,869	5,756,082	5,420,377	7.2	5.8
千代田町	4,942,439	4,678,223	264,216	13,536	250,680	5,172,466	4,954,660	△ 4.4	△ 5.6
大泉町	12,754,180	12,363,621	390,559	0	390,559	14,533,344	14,054,542	△ 12.2	△ 12.0
邑楽町	9,432,176	9,102,014	330,162	3,087	327,075	9,695,125	9,259,458	△ 2.7	△ 1.7
市計	696,324,912	671,857,116	24,467,796	3,632,820	20,834,976	700,623,313	675,658,313	△ 0.6	△ 0.6
町村計	161,189,756	152,518,519	8,671,237	2,191,269	6,479,968	157,599,669	148,738,644	2.3	2.5
県計	857,514,668	824,375,635	33,139,033	5,824,089	27,314,944	858,222,982	824,396,957	△ 0.1	△ 0.0

(資料2) 市町村別財政指標一覧

(単位: %))

区分 市町村名	実質収支比率			経常収支比率			実質公債費比率			財政力指数			
	27 年度	28 年度	29 年度	27 年度	28 年度	29 年度	27 年度	28 年度	29 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
市	前橋市	4.3	2.1	3.3	92.0	98.0	97.3	8.0	8.3	8.4	0.79	0.80	0.81
	高崎市	7.2	4.8	4.8	91.1	93.7	94.8	6.4	6.1	6.0	0.84	0.85	0.85
	桐生市	10.1	7.3	7.3	90.3	93.4	95.0	5.6	5.4	5.1	0.56	0.57	0.57
	伊勢崎市	6.2	4.7	5.4	94.7	96.3	95.3	6.1	5.7	5.2	0.82	0.83	0.83
	太田市	5.0	6.8	4.9	89.9	86.4	93.8	6.9	6.4	5.5	0.98	1.01	1.06
	沼田市	3.2	4.8	4.5	94.2	95.8	95.7	10.6	9.7	9.3	0.51	0.51	0.51
	館林市	13.6	11.6	10.3	94.6	95.5	97.3	4.2	4.5	4.9	0.83	0.84	0.84
	渋川市	10.3	8.0	8.8	86.7	89.4	94.0	6.6	5.9	5.9	0.62	0.61	0.61
	藤岡市	4.8	4.0	4.7	97.2	98.0	97.1	11.0	11.2	11.3	0.64	0.64	0.65
	富岡市	10.7	10.3	8.7	83.8	87.5	89.0	9.1	8.4	8.4	0.63	0.64	0.64
	安中市	5.4	6.0	5.5	96.6	104.0	98.2	7.0	7.8	8.0	0.80	0.77	0.78
みどり市	6.4	10.5	8.1	90.0	94.6	99.0	4.2	4.0	3.9	0.65	0.64	0.64	
北群馬	榛東村	5.9	6.0	1.9	94.3	95.1	94.6	7.4	8.2	9.0	0.53	0.54	0.55
	吉岡町	0.4	0.4	0.6	89.5	93.8	93.2	10.5	10.7	10.5	0.66	0.67	0.68
多野郡	上野村	15.0	11.1	10.7	74.8	67.5	73.2	8.9	8.3	7.9	1.00	0.99	0.99
	神流町	4.4	3.3	3.4	81.9	81.2	91.8	5.0	4.3	4.7	0.13	0.13	0.13
甘楽郡	下仁田町	2.3	1.8	0.5	88.8	92.0	95.1	9.7	9.1	9.2	0.28	0.29	0.29
	南牧村	8.5	10.4	8.5	82.8	83.8	87.9	5.5	3.9	2.8	0.14	0.14	0.14
	甘楽町	5.7	5.5	5.8	85.0	87.2	85.7	8.6	7.8	7.0	0.47	0.47	0.48
吾妻郡	中之条町	8.2	8.5	9.7	85.4	84.5	85.5	7.6	6.8	7.0	0.39	0.39	0.39
	長野原町	14.5	16.9	17.2	89.5	90.9	92.1	8.2	8.4	8.6	0.42	0.43	0.44
	簗恋村	16.5	12.0	6.8	77.1	84.2	87.7	8.4	7.9	8.2	0.40	0.41	0.43
	草津町	8.7	7.3	8.1	92.4	90.9	95.0	4.0	2.4	2.3	0.78	0.76	0.74
	高山村	5.3	3.8	5.8	88.9	85.1	90.0	4.2	5.0	5.4	0.30	0.30	0.33
	東吾妻町	7.4	4.9	4.9	90.5	91.8	90.7	12.4	11.9	11.4	0.41	0.41	0.41
利根郡	片品村	10.9	7.7	8.7	81.9	82.4	79.3	3.5	1.5	1.5	0.24	0.25	0.25
	川場村	16.5	10.5	11.8	75.5	77.3	79.9	7.6	8.3	8.5	0.23	0.24	0.24
	昭和村	13.7	12.6	12.3	81.8	86.3	87.3	6.1	5.2	5.0	0.41	0.41	0.42
	みなかみ町	4.6	6.2	6.9	89.5	94.6	95.4	11.4	11.1	11.8	0.45	0.44	0.43
佐波	玉村町	7.5	7.3	7.0	92.8	97.8	97.1	3.7	3.6	4.0	0.76	0.76	0.76
邑楽郡	板倉町	13.7	15.0	18.3	87.8	87.7	90.2	5.9	4.9	3.7	0.57	0.58	0.60
	明和町	6.9	6.4	9.6	97.0	96.3	92.3	10.4	9.2	7.8	0.68	0.70	0.74
	千代田町	7.7	5.7	8.2	90.2	94.2	93.1	7.0	7.4	6.8	0.80	0.80	0.80
	大泉町	4.0	5.1	3.6	80.4	76.2	94.0	1.3	1.2	1.4	1.09	1.19	1.33
	邑楽町	7.6	7.5	5.8	90.0	92.8	92.5	5.5	5.9	6.3	0.76	0.76	0.76
市計	6.6	5.5	5.4	91.7	94.2	95.5	7.0	6.8	6.6	0.78	0.78	0.79	
町村計	7.7	7.2	7.0	87.0	88.4	91.1	7.1	6.7	6.6	0.55	0.56	0.58	
県計	6.8	5.8	5.8	90.8	93.1	94.7	7.0	6.8	6.6	0.73	0.73	0.75	

(一財) 群馬県地方自治研究センター入手資料

(2018年8月1日~2018年11月26日)

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
8/1	相模原	相模原地方自治研究センター	2018年3月	ごみ問題について考えよう～相模原市の現場から～：相模原市職労清掃支部支部長・小泉実	住民のための廃棄物行政：自治労横浜環境事業支部支部長・高橋雄二	
8/6	信州自治研 No.318	長野県地方自治研究センター	2018年8月	千曲市における「ロケットリズム」の取り組みと今後：千曲市地域おこし協力隊・池野徹	プロジェクト「新たな広域連携の枠組みと長野県における広域連合との関係性」に向けた懇談会	
8/6	自治総研ボックス④ 大牟田市まちづくりの二つの難題	今村都南雄著	2018年7/31			
8/6	月刊自治研 No.707	自治研中央推進委員会	2018年8月	特集：人口減少時代の自治のかたち	下水道に続き水道も民営化へ？：浜松市水道労働書記長・河村栄二	「旧町村部」を歩く：NPO 法人ローカルランドデザイン理事・坂本誠
8/13	根本崇(野田市長)回顧録	根本崇	2017年11/15			
8/23	ながさき自治研 No.72	長崎県地方自治研究センター	2018年7月	長崎県地方自治研究会報告	ALL-for-ALL を考える：埼玉大学大学院人文社会科学部研究准教授・高橋正幸	差別を「禁止」する三つの法律と一つの「指針」：NPO 法人長崎人権研究所・阿南重幸
8/27	自治総研 第478号	(公財)地方自治総合研究所	2018年8月	住宅宿泊事業法に関する条例の制定動向：上智大学教授・北村喜宣	地方税法等の一部を改正する法律：大東文化大学法学部教授・森松樹	政策目的型入札改革と福祉的活用：愛知県地方自治研究センター研究員・野口鉄平
8/27	とちぎ地方自治と住民 Vol.545	(一財)栃木県地方自治研究センター	2018年8月	イギリスの内閣外患-EU離脱と分離独立-元東洋大学教授・沼田良	女性の活躍を考える(上)：労働ジャーナリスト・渋谷龍一	飛田式財政分析講座・決算カードを廻り下げる：(公財) 地方自治総合研究所研究員・飛田博史
8/28	北海道自治研究 第595号	(公社)北海道地方自治研究所	2018年8月	未来の北海道のネットワークをどのようにつくっていくのか：北海道大学大学院工学研究員准教授・岸邦宏	地域公共交通の統合的政策を考える：関西大学経済学部教授・宇都宮洋人	生活交通を支える地域の取り組み：中顧問長・小林生吉
8/28	自治研かながわ月報 No.172	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2018年8月	選挙制度と政治の体制を考える：(公社) 神奈川県地方自治研究センター顧問・土林得郎	徳島県三好市における廃校を利用した地域づくりの実践と地域への影響：鳴門教育大学准教授・高山輝雄	
8/31	市政研究 No.200	大阪市政調査会	2018年8月	特集Ⅰ：大都市制度改革一多様な制度から考える一	特集Ⅱ：法定協議会レポート	文化のまちづくりとその旧い手を考える：帝塚大学名誉教授中川幾郎
9/10	月刊自治研 No.708	(公財)地方自治総合研究所	2018年9月	特集：土佐自治研集會	これでいいのか第5次エネルギー一気温計画：NPO 法人環境エネルギー政策研究所・松原弘直	月刊自治研を読む：早稲田大学社会科学総合学術院教授・孫田徹
9/10	季刊アドボカシー No.11	認定NPO まちぼっち	2018年7月	特集：居住支援と空き家対策		
9/10	信州自治研 No.319	長野県地方自治研究センター	2018年9月	本邦における医師不足：信州大学医学部地域医療推進学教室・中塚勇一	地方議員のなり手不足問題の要因と背景：飯綱町議会前議長・寺島渉	
9/10	自治権いばらき No.130	(公社)茨城県地方自治研究センター	2018年8月	学校図書館の可能性：学校図書館アドバイザー・五十嵐朝子	指定管理図書館問題の現状と課題：社団法人日本図書館協会元事務局長・松岡要	
9/10	徳島自治 110号	(公社)徳島地方自治研究所	2018年8月	立憲民主党がめざすこの国のかたちを考える：(公社) 徳島地方自治研究所理事・中野輝行	2018 地方財政の行方：(公財) 地方自治研究所研究員・其田茂樹	小さくてもキラリと光る上坂町をめぐって：上坂町長・松田卓男
9/13	自治総研ブックレット21 自治のゆくえ	(公財)地方自治総合研究所	2018年8/31	問題提起・連携・補完の時代：(公財) 地方自治総合研究所・新垣二郎	講演・討論「垂直的な連携・補完を考える」：同志社大学法学部教授・市川喜崇ほか	講演・討論「水平的な連携・補完を考える」：首都大学東京都市教養学部教授・大杉登ほか
9/13	人口減少・超少子高齢社会ビジョン検討委員会最終報告	連合	2018年6月			

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
9/27	北海道自治研究 第 596 号	(公社)北海道地方自治研究所	2018 年 9 月	「地方創生」後の北海道の展望：北海道大学大学院法学研究科教授・山崎谷根	自治と民主政治を考える：北海学園大学法学部教授・佐藤克廣	生活困窮者自立支援制度 2018 年改正の概要と意義：(公社)北海道地方自治研究所研究員・正木浩司
9/28	埼玉自治研 No.51	(公財)埼玉県地方自治研究センター	2018 年 9 月	保育園は誰のもの：保育園を考える会代表・普光院亜紀	自治体の未来を阻むもの・(公財)地方自治総合研究所主任研究員・今井照	「九条俳句」訴訟・東京高裁判決から現場解決に向けて：埼玉自治研センター理事・江野本啓子
10/2	八王子自治研究センター通信 No.15	(一社)八王子自治研究センター	2018 年 4 月	公文書管理条例を考える		
10/2	八王子自治研究センター通信 No.16	(一社)八王子自治研究センター	2018 年 9 月	八王子市史編纂事業の成果と課題		
10/2	とちぎ地方自治と住民 Vol.546	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018 年 9 月	EU離脱と分離独立：現代行政研究所代表・沼田良	女性の活躍を考える (F)：労働ジャーナリスト・渋谷龍一	飛田式地方財政分析講座：(一財)地方自治総合研究所研究員・飛田博史
10/2	信州自治研 No.320	長野県地方自治研究センター	2018 年 10 月	大人が科学を楽しんで学ぶ文化を長野に：千葉大学名誉教授・夏目雄平		
10/2	自治研 C 通信 No.3	奈良県地方自治研究センター	2018 年 9 月	第 34 回奈良県地方自治研究集会を振り返って		
10/2	自治研なら 122 号	奈良県地方自治研究センター	2018 年 9 月	特集：第 34 回奈良県地方自治研究集会		
10/5	第 54 回佐賀県地方自治研究集会	佐賀県地方自治研究集会実行委員会	2018 年 8/18	講演・子どもの貧困を問うなおす：松本伊智朗・北海道大学大学院教授		
10/5	第 53 回佐賀県地方自治研究集会報告集	佐賀県地方自治研究集会実行委員会	2018 年 8 月	沖縄から自治を考える：小原隆治・早稲田大学政治経済学術院教授	辺野古、高江、沖縄のいま：安次富浩・へり基地反対協議会共同代表	
10/5	自治総研 第 479 号	(公財)地方自治総合研究所	2018 年 9 月	政官関係と公務員制度改革：中野雅至・神戸学院大学現代社会学部教授	「骨太 2018」と地方行財政の課題：其田茂樹・(公財)地方自治総合研究所研究員	地方自治と憲法改正論：河上曉弘・広島市立大学広島平和研究所准教授
10/5	月刊自治研 No.709	自治研中央推進委員会	2018 年 10 月	特集：公共交通は暮らしを支え続けられるか		
10/9	自治研ふくい 65 号	福井県地方自治研究センター	2018 年 9 月	国籍条項撤廃と自治体職員：川崎現生・丹南市民自治研究センター研究員	福井自治地研究集会報告	
10/9	国会の立法権と地方自治	西尾勝	2018 年 9/25			
10/15	とうきょうの自治 No.110	(公社)東京自治研究センター	2018 年 9 月	特集：公共施設マネジメント	地域の子どもの、地域が見守り学びや暮らしを支えるネットワーク：NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク	第 8 回東京都地域危機度調査を読み解く：西田稔・地域計画研究所
10/15	新潟自治 Vol.77	(公社)新潟県自治研究センター	2018 年 10 月	2018 新潟県自治研究集会報告		
10/18	自治研やまぐち No.89	山口県地方自治研究センター	2018 年 10 月	山口県内の近現代都市計画における市街地開発事業史にかんする一考察：自治研センター理事長・熊野稔	地域包括ケアシステム関連の重要事項因死期と契約家族について考える：山口大学大学院教授・岩本晋	
10/18	フォーラムおおさか NO.154	大阪地方自治研究センター	2018 年 10 月	地域自治の課題と実践		
10/18	とちぎ地方自治と住民 Vol.547	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018 年 10 月	ふるさと納税の功罪：大和大学教授・沼田良	子どもの未来を切り拓く自己肯定感：日本セルフエスティーム普及協会代表理事・工藤紀子	日米通商協議の本質は報道されているのか：自治研センター特別研究員・山野辺隆男

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
10/18	宇都宮市の挑戦(上)	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018年10月	平成の大合併を振り返って:中央大学名誉教授・今村都南	パネルディスカッション・栃木県内における平成の大合併、その光と影	
10/24	自治研ちば Vol.27	(一社)千葉県地方自治研究センター	2018年10月	地域に希望を:埼玉大学大学院准教授・高端正幸	千葉・東アジア・世界:島根県立大学名誉教授・井上定彦	千葉市日中友好協会の活動について:千葉市日中友好協会会長・布施貴良
10/24	自治総研 第480号	(公財)地方自治総合研究所	2018年10月	自治体戦略2040構想研究会報告について:地方自治総合研究所主任研究員・今井照	東日本大震災に伴う合併市町村に係わる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律:大東文化大学教授・森稔樹	
10/25	自治研とやま 第106号	(公社)富山県地方自治研究センター	2018年10月	ヨーロッパと日本、元気なまちには理由がある:北海道新聞報道センター・志子田徹	市民による再生可能エネルギーが創る未来:とやま市民エネルギー協議会共同代表・竹川慎吾	
10/29	地方自治京都フォーラム Vol.133	NPO 京都地方自治総合研究所	2018年10月	検証、地域主権・地方分権改革:同志社大学大学院教授・田中宏樹	2021年東京オリンピックとスポーツを中心とした町おこし:スポーツジャーナリスト・二宮清純	
10/29	自治研かながわ月報 237号	(公社)神奈川県地方自治研究センター	2018年10月	人口減少社会における交通まちづくり戦略:福島大学教授・吉田樹	議会基本条例制定から10年、葉山町議会次のステージに向けて:葉山町議会議員・横山すみ子	
10/29	2016年度財政状況概観	相模原地方自治研究センター	2018年9月			
11/1	自治研センターたより No.8	兵庫地方自治研究センター	2018年10月	総会の開催	コウノトリ・育むお米に未来託す	郵政思想めぐり神戸で集会
11/1	北海道自治研究 No.597	(公社)北海道地方自治研究所	2018年10月	自治体職員をめざす人のための自治講座 Part2		
11/5	みやざき研究所だより No.92	宮崎県地方自治問題研究所	2018年10月	白崎さんを想って		
11/5	自治研ぎふ 第121号	岐阜県地方自治研究センター	2018年10月	地域自立の原像:岐阜県地方自治研究センター理事長・高橋弦	歴史的な街並みの保存と町家の活用:岐阜大学・富樫幸一	高山市の観光復興と海外戦略:高山市職運特執・小井戸真人
11/5	信州自治研 No.321	長野県地方自治研究センター	2018年11月	社会貢献事業としてのフードバンク事業の経過:長野市社会事業協会・駒村和文	地域創生政策の特徴・問題点と良いコミュニティにもづくこれからの地域づくり:立命館大学共通旧区推進機構委員・宮下聖史	安倍・自民党の改進黨の問題点と私たちの課題
11/6	月刊自治研 No.710	自治研中央推進委員会	2018年11月	特集:老朽化するインフラと向き合う		
11/8	しまね自治研	自治労島根県本部地方自治研究集会	2018年10月	地域医療を守り育てる住民活動:島根大学医学部地域医療支援学講座・谷口崇作	雲南地域医療を考える会について:雲南市立病院事務部長・石原忍	
11/8	第12回自治研集会 レポート集	自治労愛知県本部	2018年6/30			
11/8	あいちの自治 No.7	愛知地方自治研究センター	2018年10/20	公文書管理制度と地方公共団体:長野県短期大学准教授・瀬畑源	生活困窮者自立支援制度に係る町内外の連携に関する調査報告書:愛知県地方自治研究センター	
11/16	自治研かごしま No.120	鹿児島県地方自治研究所	2018年11月	実践に学ぶ田園回帰と地域運営組織:NPO 法人中山間地域フォーラム・甲斐自治	藩政時代の困田事業:垂水市職労退職者会・瀬角龍平	地域再生に関する一考察:鹿児島国際大学福祉社会学部・田中安平
11/22	とちぎ地方自治と住民 Vol.548	(一社)栃木県地方自治研究センター	2018年11月	地方自治は終わったか:大和大学教授・沼田良	「パート基幹化」ってなんだろ:労働ジャーナリスト・渋谷龍一	わが故郷の行く末について:前栃木市長・鈴木俊英
11/26	ながさき自治研 No.73	長崎県地方自治研究センター	2018年11月	将来の希望と循環をキーワードにしたまちづくり:循環のまちづくり研究所研究員・中村修	雪浦を舞台に地域の元気づくり:NPO 法人雪浦あんぱんね理事長・渡辺智郎	

受付日	資料名	発行元	発行日	内容① (敬称を略します)	内容② (敬称を略します)	内容③ (敬称を略します)
11/26	市政研究 第 201 号	大阪市政調査会	2018 年 10/31	特集・成長戦略再考：立命館 大学教授・森裕之ほか	大阪市長による学テをめぐる 教育改革方針に関する批判的 検討：京都造形芸術大学准教 授・滝元神彦	文化政策をめぐる諸問題と論 点の明確化：帝塚山大学名誉 教授・中川俊郎
11/26	自治総研 第 481 号	(公財)地方自治総合 研究所	2018 年 11 月	自治体政策法務と条例：上智 大学教授・北村喜宣	地域の自主性及び自立性を高 めるための改革の推進を促す ための関係法律の整備に関す る法律：地方自治総合研究所 研究員・上林陽治	都道府県議員の区域と代表制： 地方自治総合研究所研究員・ 堀内匠